

概要版

高萩市高齢者福祉計画

【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

(令和6年度～令和8年度)



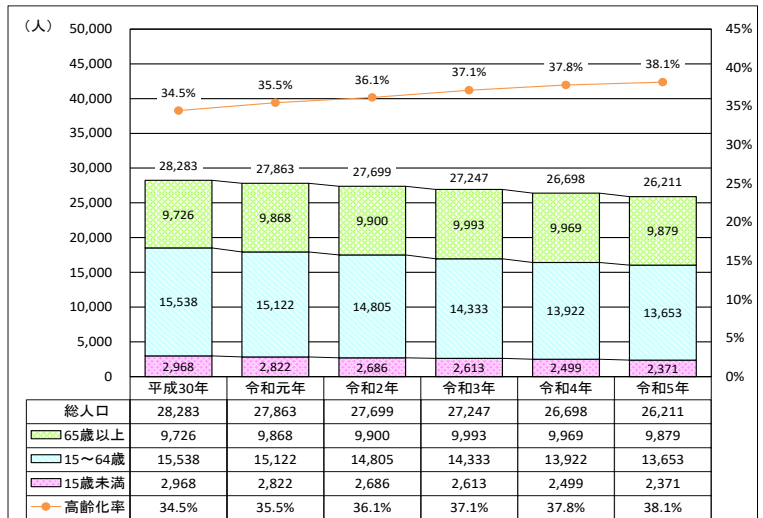
令和6年3月

茨城県 高萩市

高齢者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

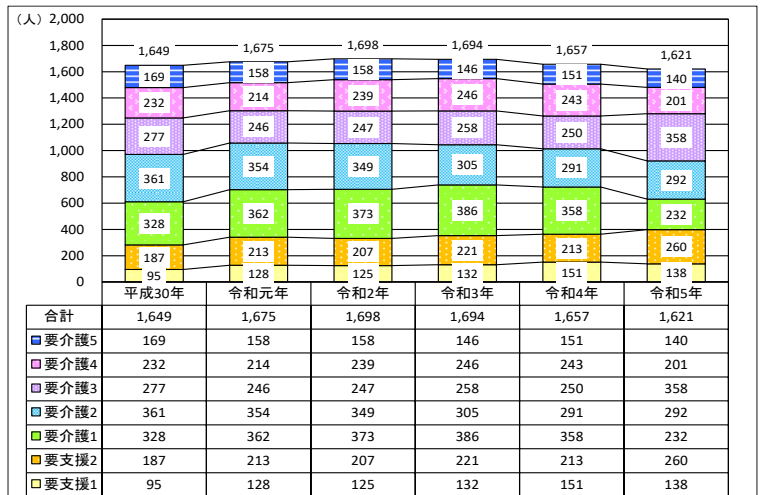
本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年10月1日現在では26,211人となっており、平成30年から2,072人(7.3%)の減少となっています。年代区別にみると、これまで15歳未満の年少人口及び15~64歳の生産年齢人口が減少傾向にある中、高齢者人口は増加していましたが、令和3年をピークに横這い・減少傾向となっています。



※総人口は年齢不詳人数を含む。ただし、高齢化率算定には年齢不詳を含まない。
資料：常住人口調査(各年10月1日現在)

(2) 要介護(要支援)認定者数の推移

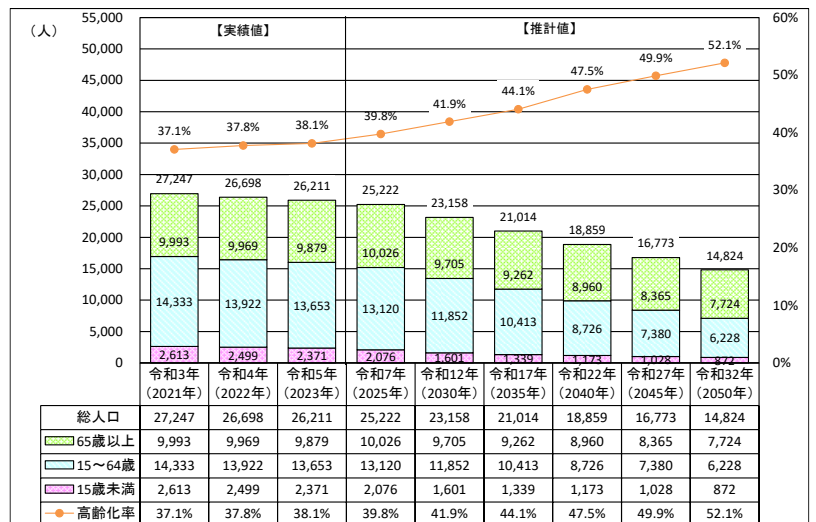
本市の要介護(要支援)認定者数は令和2年以降減少傾向にあり、令和5年9月末現在では1,621人となっており、令和2年から77人(-4.5%)の減少となっています。要介護度別にみると、令和5年9月末現在では「要介護3」が358人で最も多く、「要介護2」が292人、「要支援2」が260人と続いています。



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

高齢者人口等の推計

人口減少及び少子高齢化は今後も続くものとされ、令和7年の総人口は25,222人、高齢化率は39.8%に、令和22年には18,859人、47.5%になると推計されています。



資料：推計値は「見える化」システム、実績値(令和3~5年)は常住人口調査(各年10月1日現在)

基本理念・基本目標

(1) 基本理念

地域の中でいきいきと安心して暮らし続けられる、
支え合いのまちづくりの実現

- ・地域の中で：住み慣れた地域の中で
- ・いきいきと：健康を維持し、やりたいことが自分でできる
- ・安心して：けがや病気、自然災害などで助けが必要になっても安心して
- ・暮らし続けられる：不自由なく住み続けられる
- ・支え合い：地域・近隣の人々で助け合っている

(2) 基本目標

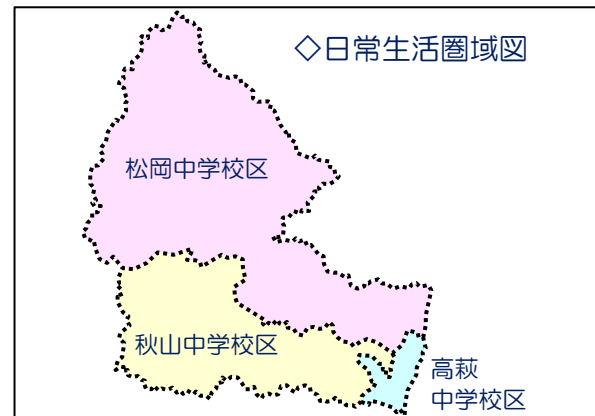
基本理念の実現に向けて次の3つの基本目標を定め、各種事業を推進します。

- 基本目標1 高齢者の社会参加の促進と安心・安全な環境づくりの推進
- 基本目標2 高齢者の健康づくりと介護予防・自立支援による地域生活の継続
- 基本目標3 介護保険サービスの充実と適正利用の推進

日常生活圏域

より身近なところで地域特性を踏まえたサービスを提供できるようにするため、市内の地理的条件や人口、交通等の社会的条件、介護サービスを提供する施設等の状況から、「日常生活圏域」を設定します。

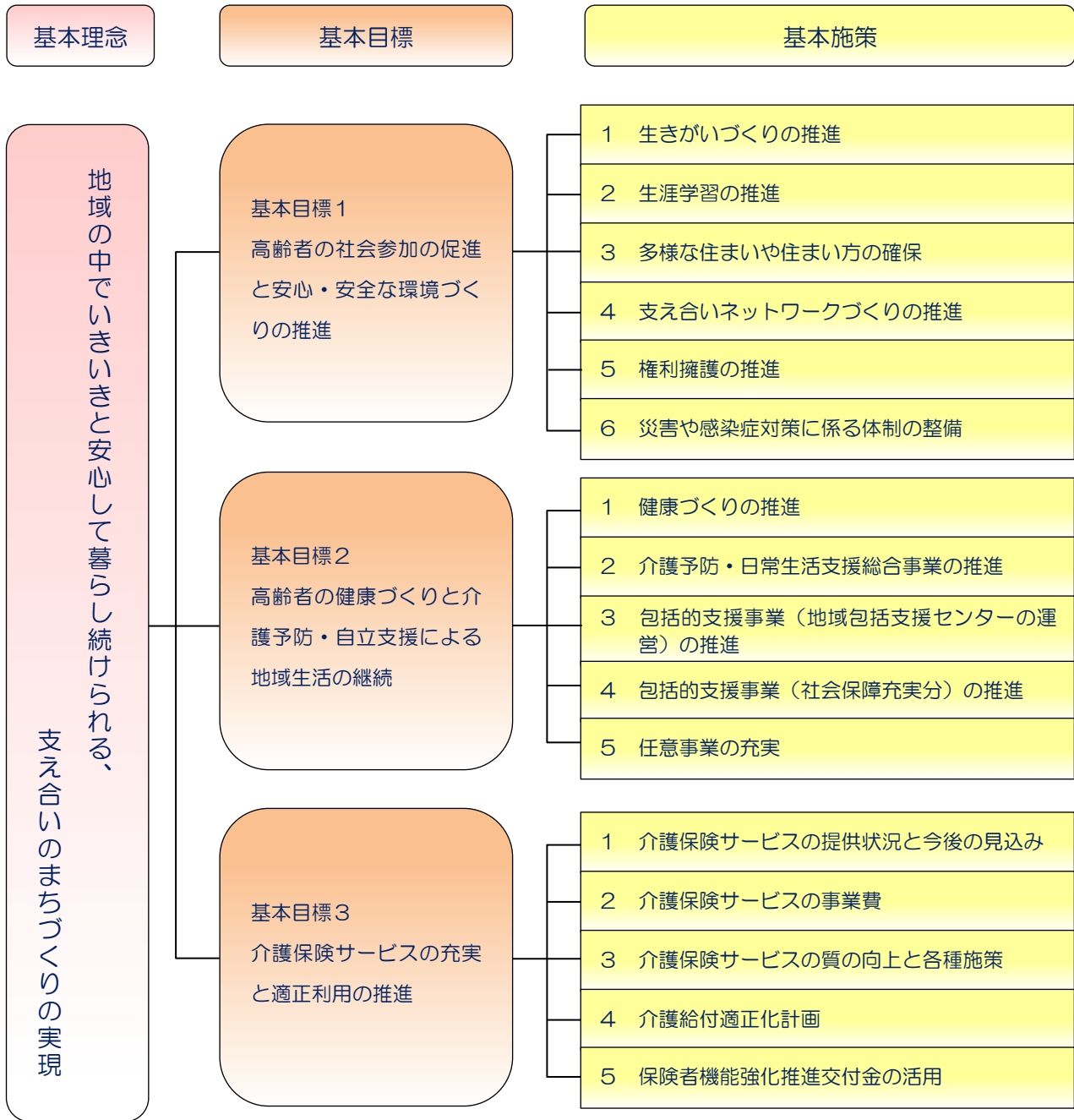
第8期計画における圏域設定と同様に、以下の中学校区を基本とする3つの日常生活圏域を設定します。



日常生活圏域	地区	在宅介護支援センター
高萩中学校区	高浜町、有明町、肥前町、東本町、安良川、高戸、本町、大和町、春日町、石滝	ひたちの森高萩
秋山中学校区	高萩、島名、秋山、大能、中戸川、福平	JA 常陸
松岡中学校区	赤浜、下手綱、上手綱、望海、横川、下君田、上君田、若栗	聖孝園高萩東口

施策体系

本計画の施策体系は以下の通りです。



高齢者福祉の施策展開においては、「高萩市総合計画」でのSDGs※の視点を取り入れ、それぞれの施策を進行していきます。

(※)SDGs (= Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連で採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された「持続可能な開発目標」の略称です。

誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるために、経済・社会・環境の3つの側面から、目標の達成に向けて、多様な視点と取組事項が盛り込まれています。



施策の展開

基本目標1 高齢者の社会参加の促進と安心・安全な環境づくりの推進

毎年のように発生する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。近年のコロナ禍においては、社会全体が閉じこもりがちになったことにより、要介護状態となったり介護度が悪化する高齢者も見受けられます。

高齢者をはじめ、すべての市民が、安心して、より安全に暮らすことができるよう努めるとともに、趣味活動や就労、介護予防活動など社会と新たなつながりを持てるような環境づくりを推進します。

基本施策等	主な取組み
1 生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者クラブ活動の推進 高齢者就労の促進 総合福祉センターの活用 世代間交流事業の推進 ボランティア活動の推進
2 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高萩のぞみ大学 高萩のぞみ大学クラブ
3 多様な住まいや住まい方の確保	<ul style="list-style-type: none"> 外出支援サービス事業 移動手段の充実 高齢者の住まいの安定的な確保 軽度生活支援事業 ユニバーサルデザインのまちづくり
4 支え合いネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉サービスセンター運営事業 くらしに活かす介護教室 配食サービス 85歳者敬老祝品贈呈事業 日常生活自立支援事業 敬老行事事業 友愛訪問
5 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進 養護者による高齢者虐待への対応強化 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 高齢者虐待防止対策の推進
6 災害や感染症対策に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の推進 防犯対策の推進 養護老人ホーム 感染症対策 緊急通報体制整備事業 やむを得ない事由による措置

基本目標2 高齢者の健康づくりと介護予防・自立支援による地域生活の継続

高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸を図るべく、高齢者保健事業と介護予防の連携強化を図ります。特に、コロナ禍により参加が難しかった事業等における活動再開・参加率向上に向けた取組の推進に努めます。

在宅医療・介護連携事業など地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、今後も増加が見込まれる認知症高齢者について介護家族も含めた支援等のさらなる拡充を目指します。

基本施策等	主な取組み
1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業
3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談・権利擁護事業 地域包括支援センターの体制整備と業務負担の軽減 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
4 包括的支援事業（社会保障充実分）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 地域ケア会議推進事業 認知症総合支援事業
5 任意事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付等費用適正化事業 その他の事業 家族介護支援事業

基本目標3 介護保険サービスの充実と適正利用の推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）や、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な将来予測のもと、本市に適した介護保険サービス基盤の計画的な整備に努めるとともに、介護保険サービスの適正利用により「重度化防止」や「地域生活の継続」を推進します。

介護保険サービスの質の確保

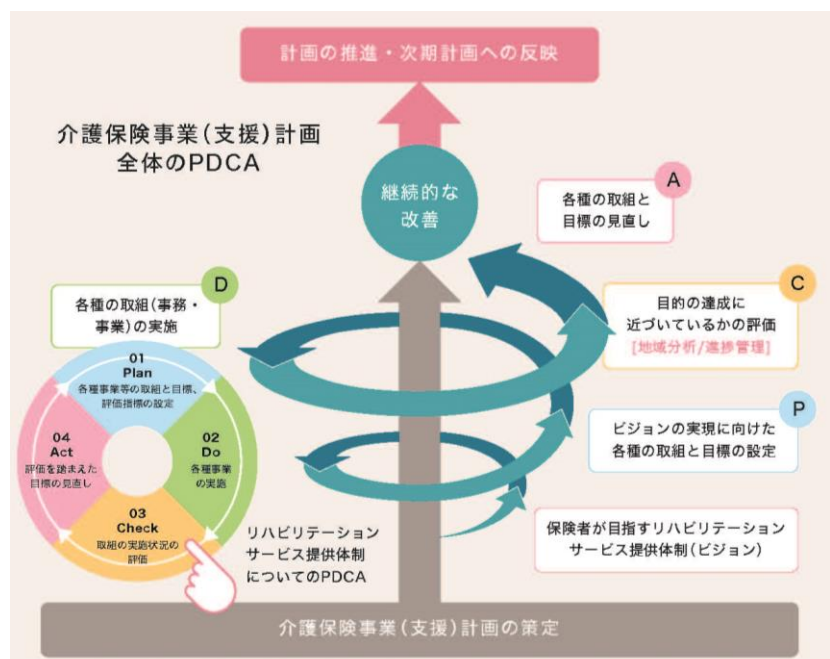
基本施策等	主な取組み
○介護保険サービス情報の公表	介護サービス事業者への介護サービス情報の公表について、事業者へ周知を図るとともに、住民への情報提供等を行い、介護サービスの質の確保に努めます。
○サービス従事者の質の確保	地域包括支援センターを中心にケアマネジャー等のサービス従事者に対する指導・支援に努めます。
○地域密着型サービスの質の確保	関係事業者への自己評価及び外部評価の実施並びにその公表について事業者へ周知徹底を図り、介護サービスの質の確保に努めます。
○施設・居住系サービスの質の確保	県及び関係機関等と連携し、施設内での虐待防止や身体拘束の廃止をはじめ、高齢者が尊厳を保って心豊かに生活できる環境の整備を促進します。
○居宅介護支援事業所の指定権限移譲に伴う質の確保	居宅介護支援（ケアプランの作成）の質の確保・向上を図るため、地域包括支援センターの「包括的・継続的マネジメント支援業務」において、ケアプラン作成等に関する相談・支援や地域の関係団体等との連携支援を行います。

介護人材の育成・確保支援

県や周辺市町村との連携も踏まえ、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、新たな介護人材の発掘等、人材の確保及び育成に取り組みます。

要介護（要支援）者に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

関係者との話し合い等により、本市に適したリハビリテーションの提供体制について検討し、より充実した、多様な形でリハビリテーションサービスを受けられるよう対応していきます。



資料：介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き

給付費等の見込み

総給付費にその他の給付費額等を合算して標準給付費額を算出すると、第9期（令和6年度～令和8年度）の3年度の合計では8,046,463千円と見込まれます。

◇総給付費

	第9期			合計	令和22年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
総給付費※1	2,496,749千円	2,532,136千円	2,583,312千円	7,612,197千円	3,080,503千円
特定入所者介護サービス費等給付費※2	78,329千円	80,112千円	81,652千円	240,094千円	94,156千円
高額介護サービス費等給付額	54,078千円	55,319千円	56,382千円	165,779千円	64,880千円
高額医療合算介護サービス費等給付費	7,342千円	7,500千円	7,644千円	22,487千円	8,951千円
算定対象審査支払手数料	1,928千円	1,970千円	2,008千円	5,906千円	2,351千円
審査支払手数料支払件数	32,685件	33,387件	34,028件	100,100件	39,843件
標準給付費	2,638,427千円	2,677,037千円	2,730,998千円	8,046,463千円	3,250,840千円

※1 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響を差し引いた額

※2 補足給付の見直しに伴う財政影響額を差し引いた額

※3 千円未満を四捨五入したため合計が各項目の和と異なる場合があります

◇地域支援事業費

	第9期			合計	令和22年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域支援事業費	157,720千円	157,972千円	167,404千円	483,096千円	73,147千円

◇介護予防給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問入浴介護	7,249千円	7,258千円	7,258千円	7,963千円
介護予防訪問看護	1,552千円	1,554千円	1,554千円	1,554千円
介護予防訪問リハビリテーション	266千円	267千円	267千円	267千円
介護予防通所介護	12,187千円	12,202千円	12,202千円	13,738千円
介護予防通所リハビリテーション	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所療養介護(老健)	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防福祉用具貸与	9,448千円	9,602千円	9,755千円	10,580千円
特定介護予防福祉用具購入費	731千円	731千円	731千円	731千円
介護予防特定施設入居者生活介護	816千円	817千円	817千円	817千円
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,302千円	5,876千円	5,876千円	5,309千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
(3) 介護予防住宅改修	2,406千円	2,406千円	2,406千円	3,736千円
(4) 介護予防支援	8,237千円	8,413千円	8,525千円	9,252千円
介護予防サービスの総給付費(小計)	48,194千円	49,126千円	49,391千円	53,947千円

◇介護給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	113,243千円	116,816千円	119,038千円	146,330千円
訪問入浴介護	8,678千円	10,475千円	12,262千円	13,119千円
訪問看護	47,390千円	48,212千円	49,391千円	56,672千円
訪問リハビリテーション	25,057千円	25,696千円	26,012千円	29,242千円
居宅療養管理指導	10,469千円	10,859千円	11,144千円	12,973千円
通所介護	371,555千円	379,225千円	386,285千円	468,521千円
通所リハビリテーション	87,894千円	89,738千円	92,788千円	110,096千円
短期入所生活介護	115,449千円	117,860千円	123,692千円	142,597千円
短期入所療養介護(老健)	4,208千円	4,214千円	4,214千円	6,166千円
短期入所療養介護(病院等)	0千円	0千円	0千円	0千円
短期入所療養介護(介護医療院)	0千円	0千円	0千円	0千円
福祉用具貸与	73,220千円	75,693千円	77,869千円	90,444千円
特定福祉用具購入費	4,220千円	4,220千円	4,220千円	5,045千円
特定施設入居者生活介護	28,287千円	28,323千円	28,323千円	33,390千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,462千円	3,466千円	3,466千円	3,466千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型通所介護	89,861千円	92,412千円	95,599千円	115,806千円
認知症対応型通所介護	1,590千円	1,592千円	1,592千円	1,592千円
小規模多機能型居宅介護	55,779千円	55,850千円	55,850千円	64,821千円
認知症対応型共同生活介護	192,544千円	195,865千円	195,865千円	245,745千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	104,972千円	105,105千円	105,105千円	105,105千円
看護小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	6,578千円	8,136千円	9,407千円	12,235千円
(4) 居宅介護支援	118,250千円	121,764千円	124,942千円	146,396千円
(5) 施設サービス				
介護老人福祉施設	502,685千円	503,322千円	509,828千円	622,882千円
介護老人保健施設	473,893千円	474,884千円	487,746千円	584,630千円
介護医療院	9,271千円	9,283千円	9,283千円	9,283千円
介護療養型医療施設	0千円	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費(小計)	2,448,555千円	2,483,010千円	2,533,921千円	3,026,556千円
総給付費(介護予防・介護給付費の合計)	2,496,749千円	2,532,136千円	2,583,312千円	3,080,503千円

第1号被保険者の保険料(第9期計画)

第1号被保険者の保険料基準額は、第9期計画期間中(令和6年度から令和8年度)における高齢者人口や要介護(要支援)認定者数、在宅及び施設サービス量等を推計し、各事業における標準給付費見込額・地域支援事業費をもとに、厚生労働省が運営する「地域包括ケア『見える化』システム」の将来推計ワークシートにより算定しています。なお、所得段階については、国の見直しに伴い、本計画から現在の10段階から13段階へ改定します。

所得段階	保険料年額	対象者	基準額に対する割合
第1段階	31,200円 ※(19,500円)	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.455 ※(0.285)
第2段階	47,000円 ※(33,300円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	×0.685 ※(0.485)
第3段階	47,400円 ※(47,000円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	×0.690 ※(0.685)
第4段階	61,800円	世帯の誰かに市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.90
第5段階	68,700円	世帯の誰かに市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	×1.00
第6段階	82,400円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20
第7段階	89,300円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30
第8段階	103,000円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50
第9段階	116,700円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.70
第10段階	130,500円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.90
第11段階	144,200円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.10
第12段階	158,000円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.30
第13段階	164,800円	本人に市民税が課税され、前年の合計所得金額が720万円以上の方	×2.40

※第1～3段階は、公費投入により保険料年額及び負担割合が軽減されます。
※保険料額については、制度の見直し等により変更になることがあります。

発行日 令和6年3月
発行 高萩市
編集 高萩市 健康福祉部 高齢福祉課